


# 東京海上・新興国割安株ファンド (繰上償還条項付)

追加型投信／海外／株式

- 
- ・本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
  - ・ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
  - ・本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■ 委託会社【ファンドの運用の指図を行う者】

東京海上アセットマネジメント投信株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号

■ 受託会社【ファンドの財産の保管及び管理を行う者】

三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドに関するお問い合わせ先

東京海上アセットマネジメント投信株式会社  
ホームページ <http://www.tokiomarineam.co.jp>

サービスデスク **0120-712-016**

※土日祝日・年末年始を除く9時~17時

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- ・本書により行う「東京海上・新興国割安株ファンド(繰上償還条項付)」(以下「当ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2012年1月6日に関東財務局長に提出しています。当該届出の効力発生の有無については、表紙に記載の「ファンドに関するお問い合わせ先」にてご確認いただけます。なお、効力が生じていない場合においては、本書に記載された内容につき訂正が行われる場合があります。
- ・当ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- ・当ファンドの信託財産は信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	株式(一般)	年1回	エマージング	なし

※商品分類及び属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ[<http://www.toushin.or.jp/>]をご参照ください。

### 委託会社の情報

委託会社名：東京海上アセットマネジメント投信株式会社  
 設立年月日：1985年12月9日  
 資本金：20億円  
 運用する投資信託財産の  
 合計純資産総額：1兆4,697億円  
 (2011年11月末現在)

## ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

## ファンドの特色



### 新興国の株式(DR:預託証券※を含みます。)を主要投資対象とし、『バリュースコア※』で見た株価の割安度に着目した運用を行います。

- ※『DR:預託証券』とは、ある国の企業が自国以外の国で株式を流通させる場合に、株式そのものは銀行等に預託して、その代替として発行し、上場させる証券です。主に米ドル建てで発行されています。
- ※『バリュースコア』とは、損益計算書や貸借対照表等企業の財務データを基に株価の水準(割安、割高)を判断する指標です。
- 経済が成長過程にある新興国の株式市場において有効性が高いと考える『株価収益率(PER)』を重視し、株価の水準が割安と判断される銘柄に投資します。
- 銘柄選択・投資配分比率の決定にあたっては、東京海上アセットマネジメント投信グループの海外拠点による個別企業調査・分析を有機的に活用します。
- 組入外貨建資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。
- 『MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引前配当込み、円ベース)』をベンチマークとし、ベンチマークを中長期的に上回る投資成果を目標として運用します。



### 2017年4月25日以前において、基準価額※が13,000円以上となった場合には、繰上償還します。

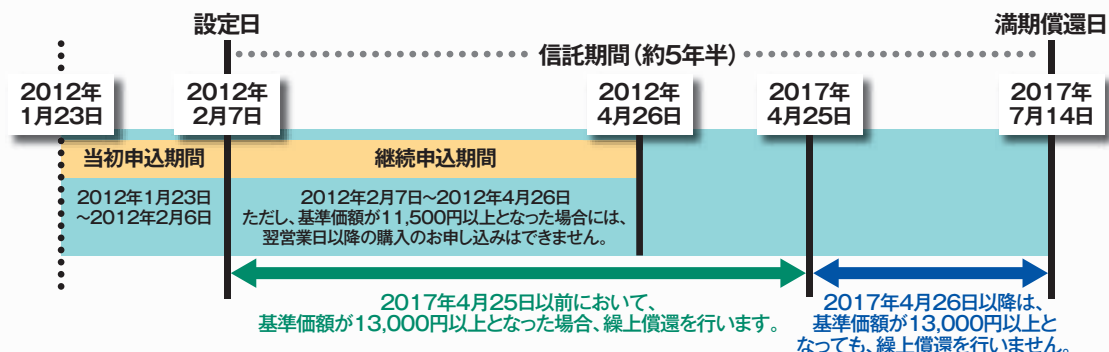
- ※ 1万口当たりの基準価額とし、運用期間中に支払った収益分配金の金額は含みません。(以下同じ。)
- 基準価額が13,000円以上となった場合、短期有価証券、短期金融商品等による安定運用に切り替えた後、繰上償還します。
- 13,000円は、安定運用に切り替えるための基準価額水準であり、当ファンドの償還価額が13,000円以上となることを保証するものではありません。また、当ファンドの基準価額が13,000円以上となることを示唆・保証するものではありません。
- 市況動向等によっては安定運用への切り替えを速やかに行うことができない場合があります。



### 2012年4月26日まで購入のお申し込みができます※。

- ※ 2012年4月26日以前において、基準価額が11,500円以上となった場合には、翌営業日以降の購入のお申し込みはできません。
- ※ 当初申込期間(2012年1月23日~2012年2月6日)の購入価額は1口当たり1円ですが、継続申込期間(2012年2月7日~2012年4月26日)の購入価額は、購入申込日の翌営業日の基準価額となります。

#### 申込期間と当ファンドの運営について



- 繰上償還を行う際は、速やかに行うことを目指しますが、信託事務(組入株式の配当金や外国における資産の売買の際に発生する費用の処理等を含みます。以下同じ。)の手続き等によっては、繰上償還までに日数がかかる場合があります。
- 基準価額が13,000円以上となった後、繰上償還の手続きが完了するまでの間に組入資産の価格変動、信託報酬や信託事務に要する費用等を負担することにより、償還価額は、13,000円を下回る場合があります。
- 一度でも繰上償還の条件をクリアすればその後に基準価額が当該水準を下回っても、繰上償還を行います。
- 2017年4月26日以降は、基準価額が13,000円以上となっても繰上償還は行わず、短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による運用に切り替えた後、満期償還日まで運用を継続します。
- 繰上償還の条件(基準価額が13,000円以上)および購入申込受付中止の条件(基準価額が11,500円以上)は、実際のファンドの運用成果を示唆・保証するものではありません。また、ファンドの元本は保証されているものではありません。

## ファンドのポイント

当ファンドは、  
 割安な水準にあると考える新興国の株式を主要投資対象とし、  
 高い業績成長が期待できる新興国企業の中から、  
 『株価収益率 (PER)』でみた株価の割安度が強く、かつ、企業調査に基づく  
 投資魅力度が高いと判断する銘柄に投資を行います。

### 1. 新興国割安株への投資

足元の新興国株式市場を  
 『PER』でみると割安感があり、  
 良好な投資成果が期待できると考えます。

### 2. 新興国企業の強み

良好なファンダメンタルズに下支えされ、  
 多くの新興国企業が力強い  
 成長過程にあると考えます。

### 3. 『株価収益率 (PER)』を重視した銘柄選択

新興国株式への投資において『PER』を重視し、  
 その中から、企業調査により投資魅力度が高いと  
 判断する銘柄を厳選します。

主な新興国企業で構成される『MSCIエマージング・マーケット・インデックス (税引前配当込み、円ベース)』をベンチマークとし、  
 ベンチマークを中長期的に上回る投資成果を目標として運用します。

当ファンドにおける新興国とは、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに採用されている国・地域とします。  
 MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル (MSCI社) が  
 発表している新興国の株式市場の動きを捉える代表的な指標です。

#### MSCIエマージング・マーケット・インデックスの採用国・地域 (2011年11月末現在)

ブラジル、チリ、中国、コロンビア、チェコ、エジプト、ハンガリー、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、メキシコ、モロッコ、  
 ペルー、フィリピン、ポーランド、ロシア、南アフリカ、台湾、タイ、トルコ

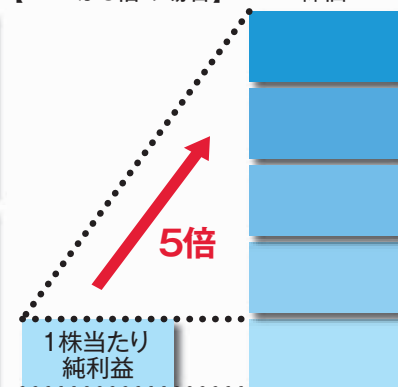
### 『株価収益率 (PER)』とは？

「Price Earning Ratio」の略称で、株価が1株当たり純利益 (EPS) の何倍まで買われているかを表した指標です。相対的にPERが低いほど割安とみなされます。

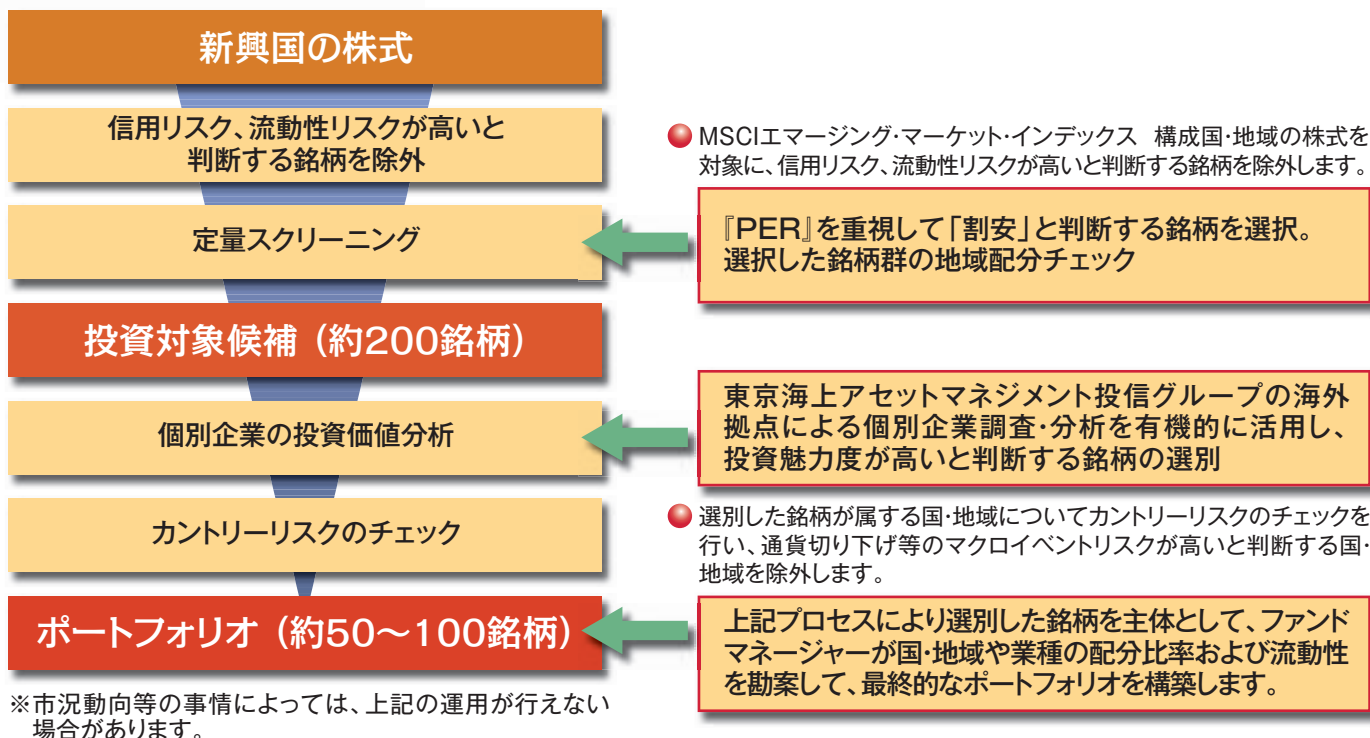
$$\text{PERの計算式} = \frac{\text{株価}}{\text{1株当たり純利益 (当期純利益} \div \text{発行済株式数)}}$$

$$\text{株価} = \text{株価収益率 (PER)} \times \text{1株当たり純利益 (EPS)}$$

【PERが5倍の場合】 株価



## 運用プロセス



### ベンチマーク(MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引前配当込み、円ベース))について

※ベンチマークは、基準日前日のMSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引前配当込み、米ドルベース)を基に委託会社が定める為替レートで円換算したものです。

※MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI社が発表している新興国の株式市場の動きを捉える代表的な指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

### 分配方針

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### 主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

## 基準価額の変動要因

当ファンドは、主に外国の株式等値動きのある証券を投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します。

投資信託は預貯金や保険と異なります。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

<p>株価変動リスク</p>	<p>株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。</p>
<p>為替変動リスク</p>	<p>外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。</p>
<p>カントリーリスク</p>	<p>投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。また、投資対象国・地域には新興国が含まれています。新興国を取巻く社会的・経済的環境は不透明な場合もあり、金融危機、デフォルト（債務不履行）、重大な政策変更や様々な規制の新たな導入等による投資環境の変化が、先進国への投資に比べてより大きなリスク要因となることがあります。さらに、新興国においては市場の規模が小さく流動性が低い場合があり、そのため証券価格の変動が大きくなる可能性があります。</p>
<p>流動性リスク</p>	<p>受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。</p>

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、2017年4月25日以前において、基準価額が13,000円以上となった場合、速やかに短期有価証券、短期金融商品等による安定運用に切り替えた後、繰上償還を行います。ただし、繰上償還の手続きが完了するまでの間に組入資産の価格変動、信託報酬や信託事務に要する費用等を負担することにより、償還価額が13,000円を下回る場合があります。なお、2017年4月26日以降は、基準価額が13,000円以上となっても繰上償還は行わず、短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による運用に切り替えた後、満期償還日まで運用を継続します。その際にも満期償還日までの間に組入資産の価格変動、信託報酬や信託事務に要する費用等を負担することにより、償還価額が13,000円を下回る場合があります。繰上償還を行う際は、速やかに行うことを目指しますが、信託事務の手続き等によっては、繰上償還までに日数がかかる場合があります。

## リスクの管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しています。

## 運用実績



2012年1月6日現在

当ファンドは、2012年2月7日から運用を開始する予定です。有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

### ● 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

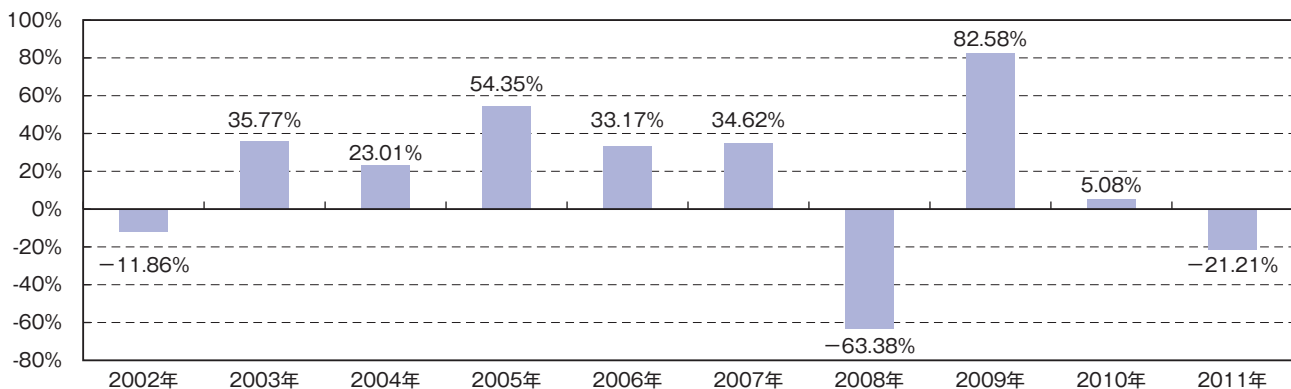
### ● 分配の推移

該当事項はありません。

### ● 主要な資産の状況

該当事項はありません。

### ● 年間収益率の推移



※ベンチマークの騰落率を表示しています。

※2011年の騰落率は2010年末と2011年11月末の騰落率です。

※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

※ファンドの運用実績は、別途委託会社のホームページで開示する予定です。  
 ※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

## お申込みメモ

購入の申込期間	当初申込期間:2012年1月23日から2012年2月6日まで 継続申込期間:2012年2月7日から2012年4月26日まで ※継続申込期間において、基準価額が11,500円以上となった場合は、翌営業日以降のお申込みの受付を行いません。
購入単位	販売会社やお申込みのコース等によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間:1口あたり1円 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社所定の期日までに販売会社にお支払いください。
換金単位	販売会社やお申込みのコース等によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則として、換金請求受付日から起算して、6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては、翌営業日受付の取扱いとなります。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよび既に受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
購入・換金申込不可日	購入・換金のお申込み日が以下の日のいずれかに該当する場合には、お申込みの受付を行いません。 ・香港証券取引所の休業日 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・英国証券取引所の休業日 ・ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日
信託期間	原則として、2012年2月7日から2017年7月14日まで
繰上償還	・2017年4月25日以前において、基準価額が13,000円以上となった場合は、繰上償還させます。(この場合、事前に受益者の意向の確認は行いません。) ・受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき、ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、事前に受益者の意向を確認し、繰上償還することがあります。
決算日	1月15日(年1回。ただし、当日が休業日の場合には翌営業日とします。) 初回決算日は2013年1月15日。
収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。なお、販売会社により取扱うコースが異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	3,000億円を上限とします。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に、運用報告書を作成し、知っている受益者に対して、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

## ファンドの費用・税金

### ●ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に <b>3.675%(税抜3.5%)</b> の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 ※分配金再投資コースの収益分配金の再投資により取得する口数については、手数料はありません。
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額の <b>0.3%</b>

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	信託財産の純資産総額に <b>年率1.575%(税抜1.5%)</b> を乗じて得た金額を計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。 運用管理費用(信託報酬)の配分については以下の通りとします。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年0.756%(税抜0.72%)</td> <td>年0.7875%(税抜0.75%)</td> <td>年0.0315%(税抜0.03%)</td> </tr> </tbody> </table>	委託会社	販売会社	受託会社	年0.756%(税抜0.72%)	年0.7875%(税抜0.75%)	年0.0315%(税抜0.03%)
委託会社	販売会社	受託会社					
年0.756%(税抜0.72%)	年0.7875%(税抜0.75%)	年0.0315%(税抜0.03%)					
その他の費用・手数料	信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年率0.0105%(上限年63万円))、信託事務等に要する諸費用、立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用および借入金の利息等が保有期間中、その都度かかります。 ※監査費用を除くこれらの費用は実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。						

上記手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

### ●税金

税金は表に記載の時期に適用されます。以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は、2011年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。  
※法人の場合は上記とは異なります。 ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。